

農林水産省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
29	B 地方に対する規制緩和	産業振興	小売活動等を含めた地方卸売市場の運営に係る法解釈の明確化等により、地方の特色を生かした市場運営を可能とすること。	場内における小売活動等を含めた地方卸売市場の運営に係る法解釈については、都道府県に委ねられており、地方の実情を踏まえた弾力的な運用が可能であることを明確化していただきたい。	【提案の背景】産地の集約化や流通インフラの発達により、市場取扱量が年々減少している。産地は人口の減少や市場外流通の増加もあるが、地方卸売市場はこれに加え小売業が大規模化し、地方の一般小売店の減少や大規模取引が可能で中央卸売市場に代表される大規模市場への取引に集約化しているため、地方卸売市場の取引が減少する一方となっている。買受人数が増加し市場が活性化するため新たなサービス業等の潜在的な買受人へのPRを行う必要がある。中央卸売市場に比べ知名度に劣る地方卸売市場が地域に根付いたその存在の認識を得ることがPRに繋がる。また、市民への地方卸売市場への理解度は知名度に比例し、中央卸売市場への理解度と大きく開きがあるため、中央卸売市場と同様なイベント等による一般開放では理解醸成も促進されていない。【支障事例】一宮地方総合卸売市場は、現在、市民向けの一般開放を月1回実施し、今年で20年目を迎え、市民からも好評を得ている。一方で、本来の市場の利用者である買受人は減少し続け、平成10年度と比較して半数以下になっており、このままの状況が続く場合、将来的には市場としての機能が果たせなくなる恐れがある。そのような中で、地元JAが市場内に既存関連事業者を集約した新規仲卸業者を計画し、仲卸とともに市民向けの小売も行いたい意向を示したが、所管庁である愛知県へ相談した際に、卸売市場法第2条第2項の規定により卸売市場とは卸売のために開設される市場」とされており、仲卸業者等による恒常的な小売活動は都道府県毎に弾力的に運用が図れるものではない、との見解が愛知県より示されたため、計画が頓挫している状況である。本市としては、中央卸売市場に比べ、商品の量や施設規模も小さい地方卸売市場においては、例えば一般市民の入場時間帯や入場禁止箇所を設けることで安全面、衛生面等への懸念は解消されると考えており、各都道府県で地方卸売市場における弾力的な運用が可能であると示されることにより、地方の特色を生かした市場運営が可能になると考えている。	○地方卸売市場の運営を都道府県毎に判断可能であることが明確になることで、都道府県が個々の実情に合わせて、地方卸売市場の活性化策が講じられる。具体的には、流通インフラ等の進捗により取扱量が大幅に卸売市場へ集約化され取扱量が減少している地方卸売市場で恒常的に小売を行うことで中央卸売市場との差別化が図られ、仲卸業者や関連事業者の卸売業以外での収入源が見込まれる。また潜在的買受人が気軽に購入する機会が創られることで、立地的アドバンテージにより一般小売店に代わる飲食店等のサービス業の買受人の増加による市場の安定経営と波及効果として中心市街地の活性化が図られる。○小売の取引が活性化することで、小規模農家の販売先を確保し、営農意欲を刺激し耕作放棄地化を未然に防ぐことができる。○中央卸売市場と違い一般市民の理解が得られにくい地方卸売市場を役割が利用することで直接的に一般市民の理解が促進できる。	卸売市場法第2条第2項	農林水産省	一宮市	別紙あり	豊田市	○当市場においても飲食店の時間帯による一般開放を提案したところ、同様の指導があり、認められていない。時代の流れで、中小小売りの減少による利用者減により空き店舗が増加している。国の認可を得て開設される中央卸売市場の場合、仲卸業者が市場内の店舗を利用して恒常的に小売活動を行うことを、原則として卸売市場法の目的外使用に該当するとしている。地方、例外的な取組として、卸売業務への影響や地域の小売業者との商業調整等に配慮した上で、イベント等において中央卸売市場内で小売活動を行うことは認められている。今回提案のあったのは地方卸売市場であり、都道府県知事の許可を得て開設されることから、指導監督権限は都道府県知事に委ねられている。したがって、地方卸売市場の運用のあり方については、地域毎の実情を踏まえ、都道府県知事が判断して差し支えない。	卸売市場法第2条第2項において、「卸売市場」とは、生鮮食品等の卸売のために開設される市場」と定義づけられているが、このことは、卸売市場では卸売が主体であることを意味しており、一部で小売が行われることまでも禁止しているわけではない。国の認可を得て開設される中央卸売市場の場合、仲卸業者が市場内の店舗を利用して恒常的に小売活動を行うことを、原則として卸売市場法の目的外使用に該当するとしている。地方、例外的な取組として、卸売業務への影響や地域の小売業者との商業調整等に配慮した上で、イベント等において中央卸売市場内で小売活動を行うことは認められている。今回提案のあったのは地方卸売市場であり、都道府県知事の許可を得て開設されることから、指導監督権限は都道府県知事に委ねられている。したがって、地方卸売市場の運用のあり方については、地域毎の実情を踏まえ、都道府県知事が判断して差し支えない。
32	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農用地利用計画の変更における「軽微な変更」の見直し	農業振興地域の整備に関する法律(農業振興地域の整備に関する法律)の変更において、農家住宅、農家後継者住宅の設置に伴う変更については「軽微な変更」(政令第10条第1項)としていただきたい。	農家住宅や農家後継者住宅の建築のための農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更(農業振興地域の整備に関する法律)については、都道府県知事との協議・同意や計画の案の経費が必要であり、その後の農地転用手続き等を含めると、手続き完了までに1年近の期間を要している。本市では新規就農者が多い(年間50名程度)が、新規就農者が自分の農地の近くに住居を構えたい場合でも、上記の手続きに時間がかかるため、1年近くも遠方の市街化区域に居住しながら通い営農を強いられる状況である。	変更手続きの迅速化により、新規就農者等の営農条件の改善等に資する。	○農業振興地域の整備に関する法律第13条 ○同法施行令第10条	農林水産省	神戸市(共同提案) 大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市	吉田町、亀岡市、宇和島市	○農業関係の会社が新規参入するに当たり、農業振興地域内に事務所を設置を希望したが、長期の手続きを要することを懸念し、事業開始への影響から、近隣の除外地を含めて検討することとなった事例があった。農業後継者の減少に伴う荒廃地の増加に対応するためにも、個人・法人問わず、農業後継者、新規参入者がスムーズに営農体制を確立することが望まれる。○農家住宅や農家後継者住宅の建築のための農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更(農業振興地域の整備に関する法律)については、都道府県知事との協議・同意や計画の案の経費が必要であり、その後の農地転用手続き等を含めると、手続き完了までに1年近の期間を要している。本市でも新規就農者や農家後継者が自分の農地の近くに住居を構えたい場合でも、上記の手続きに時間がかかるため、1年近くも遠方の市街化区域に居住しながら通い営農を強いられる状況がある。	農家住宅の建設に係る農業振興地域整備計画の変更について、事務手続の迅速化を図るため、下記の内容を都道府県及び市町村に対して周知することとする。 ① 市町村による農業振興地域整備計画の変更については、平均的には年に2回程度行われているが、農業への新規参入の促進、後継者の確保等の農業政策上の観点から、農家住宅の建設等の個別の需要に対応するために、随時、機動的に行うことが可能であること。 ② 農業振興地域の整備に関する法律において、公告・縦覧期間は「おおむね30日間」と定められているが、これは例示であり、市町村の判断により30日間よりも短い期間とすることが可能であること。 ③ 農用地区域からの除外の手続と同時並行的に農地転用許可の手続を進めることにより、農家住宅が建設されるまでの期間を短縮できること。 さらに、農業振興地域整備計画の変更に係る都道府県知事への同意協議については、事前調整を含めた標準処理期間を設定するよう都道府県へ通知を行っているところである。その実施状況について調査を行い、その結果を踏まえ、同意協議の迅速化を図る観点から、都道府県に対して更に国としての考え方を示すこととする。 なお、農家住宅を建設することを目的として土地を農用地区域から除外するために行う農業振興地域整備計画の変更については、 ① 土地の農用地区域からの除外は、市町村の農業振興を図るための基本的な方策に関わるものであり、また、農地集積が妨げられるなど周辺農地における農業上の支障を生じる可能性があることから、公告・縦覧や異議の申出の手続きにより、地域住民や周辺の農用地の所有者からの意見を求める必要があること ② 都道府県は、同意協議により、集約農地の中央部に住宅を建設しようとする変更案について、農地を農地の集約農地の集約農地に誘導するなど、計画変更が自ら定める農業振興地域整備基本方針における農用地等の確保、農業経営の規模の拡大等に係る考え方に適合したものである必要があること なお、4haを超える農地転用に係る国との協議に際しては、許可申請内容の分かる概要書、農地転用許可申請書及び申請書の添付書類の写しの提出を求めているところ、同一事業の目的で複数回に分けて転用許可申請があった場合については、申請の度(これらの資料の添付が行われていることが多い)、今後、国との協議が必要な場合であったり、同一事業の目的で複数回に分けて転用許可を行うときには、協議の中で既に提出した資料の添付を省略できる旨の通知を发出し、手続の簡素化を図ってまいりたい。	
46	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	4ha超の農地転用等に係る大臣協議の簡素化	4ha超の農地転用等に係る大臣協議の簡素化を求める。具体的には、農地法第5条許可を要しない場合を規定する農地法施行規則第53条にJAXAによる保安用地取得を位置付けるなど、手続きの簡素化を求めるもの。	【現状】○鹿児島県種子島に所在するJAXAのロケット発射施設周辺周の半径3キロメートル内の土地について、ロケット発射に伴う爆風等に対応する保安用地とするため、JAXAは平成4年度から土地の買収を進めている。○全体の土地取得計画のうち、農地については約28.2haを取得する計画となっており、平成28年度末時点で15.6haを取得済み。【支障事例】○平成17年度以降は農地の累計取得面積が4haを超えたことから、それ以降に農地を新たに取得する場合、その面積の多寡に関わらず、取得する毎に大臣許可(平成28年度からは大臣への協議)を得ている状況。○当初の計画に基づく農地取得のため、国との協議についても事実上形骸化している。○公共性が高く、かつ当初の保安用地取得計画に沿って土地取得を進めているにも関わらず、今後計画区域内の全農地の取得が完了するまでの長期にわたり、協議を断続的に進めていく必要があると予想される。	【効果】協議の簡略化により、行政の効率化が図られる。	農地法第5条、附則第2項第3号	農林水産省	九州地方知事会	鹿児島県提案分 地方創生	高松市	4haを超える農地転用に係る国との協議に際しては、許可申請内容の分かる概要書、農地転用許可申請書及び申請書の添付書類の写しの提出を求めているところ、同一事業の目的で複数回に分けて転用許可申請があった場合については、申請の度(これらの資料の添付が行われていることが多い)、今後、国との協議が必要な場合であったり、同一事業の目的で複数回に分けて転用許可を行うときには、協議の中で既に提出した資料の添付を省略できる旨の通知を发出し、手続の簡素化を図ってまいりたい。 なお、4haを超える農地転用について、同一の事業目的のために複数回に分けて農地転用許可申請があった場合であっても各申請について国との協議を要することとしているのは、農地転用によって周辺農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがないことを国として申請ごとに確認する必要があるためであり、当該協議を不要とすることは困難である。(農地法第5条第2項第4号)	
63	A 権限移譲	農業・農地	農地集積・集約化等対策費に係る繰越等に関する事務の都道府県知事への委任	農地集積・集約化等対策費のうち農地耕作条件改善事業にかかる財政法第43条第1項に規定する繰越の手続き及び同法第43条の3に規定する翌年度にわたって支出すべき債務の負担の事務に関する事務について、都道府県知事へ委任していただきたい。	本県が実施している農林水産省の農業農村整備関係の補助事業にかかる繰越等の事務は、農地集積・集約化等対策費を除いて全て知事に委任されている。農地集積・集約化等対策費については、委任がなされていないため、県と東海財務局が直接やりとりをすることができず、繰越事務を進めるにあたって当該事業のみ別途東海財務局に申請を行っている。これによって、他の補助金と同様の繰越し手続きにも関わらず、申請先が東海財務局と東海農政局に分かれるなど、事務が煩雑になっている。また、農政局経由となることで、事務処理期間にもタイムラグが生じている。	繰越事務について県が一括で取りまとめて行うことができ、東海農政局及び県の事務負担が軽減し、事務の効率化が図られる。また手続きに要する期間についても、東海農政局の経由を必要としないことから一定期間短縮が可能となる。	会計法第48条 予算決算及び会計令第140条第3項	農林水産省	愛知県	埼玉県、徳島県、愛媛県、佐賀県、宮崎県	○農地集積・集約化等対策費については、県知事への繰越事務委任がなされていないため、県と四国財務局が直接やりとりをすることができず、繰越事務を進めるにあたっては、中国四国農政局に申請を行うことになる。これによって、他の補助金事業と同様の繰越し手続きにも関わらず、申請先が四国財務局と中国四国農政局に分かれるなど、事務が煩雑となることと予想される。○本県では、農地耕作条件改善事業は平成28年度まで国から事業主体への直接補助で実施していたため、県は繰越事務に携わってなかった。しかし、平成29年度から県を経由する間接補助で実施することとなり繰越事務についても県を経由することとなる。このため、他の農業農村整備事業(補助事業)と同様に財務局へ申請が行えるよう、都道府県知事へ事務を委任していただきたい。○繰越事務については、農地集積・集約化等対策費のみ知事に事務委任されていないため、本県においても東海財務局と直接やりとりをすることができず、別途東海農政局に申請を行っている。このため、他の補助金と同様の繰越し手続きにも関わらず、申請先が東海財務局と東海農政局に分かれるなど、事務が煩雑になっている。また、農政局経由となることで、事務処理期間にもタイムラグが生じている。○農地集積・集約化対策費に係る繰越手続きについては、九州農政局を経由することから事務委任されている農業農村整備事業と比べて手続き期間を要している状況で、補正予算時などは、まずは繰越手続きで適正な工期を確保した後に補助金申請を行う必要があることから、補助金申請手続きも速く、事業の着手にも影響している。	農地耕作条件改善事業に関して、繰越し及び繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担の事務に関する事務を、都道府県知事又は知事の指定する職員が行うこととする。現状、当該事務に関しては、都道府県から地方農政局を経由しての財務局協議が必要となっているところ、都道府県から直接の財務局への協議は可能となることから、都府県の事務の効率化等に資する可能性がある。一方、上記の事務委任を行うためには、予算決算及び会計令第140条第3項に基づき、都府県の知事の同意が必要となる。このため、全都府県の意向を確認した上で、当該事務委任を是とする都府県に対し、委任を行う方向で検討したい。	
66	A 権限移譲	産業振興	経営力向上計画に係る認定権限の都道府県知事への移譲	中小企業等経営強化法に基づく中小企業等経営強化法に定める中小企業等の事業計画の種類として、経営力向上計画と経営革新計画があるが、認定権限は前者が国、後者が都道府県(複数社共同の申請で2つ以上の都道府県に本社が所在する場合の認定は除く)に分かれている。両計画は別個の計画であるが、「経営力の強化」という観点では共通しており、内容についても、密接に関連している計画と言える。両計画の内容や支援措置、事業者の考えている事業計画がどちらの計画に該当するかといった相談を国、都道府県のそれぞれにしなければならず、煩雑であり、都道府県に一元化してもよいのではないかという経営革新等支援機関の意見もある。また、経営力向上計画は国の出先機関に申請することになっていることから、遠方の申請者にとっては、移動や申請手続きが負担となっている。都道府県にとっても、経営力向上計画の認定権限がないことから、地域の中小企業に対して、経営革新計画も含めた他の中小企業支援施策と一体的な支援が行えていない。	【権限移譲による効果】経営力向上計画と経営革新計画の窓口をワンストップ化することにより、申請者の利便性の向上及び両計画認定による一体的な支援につながる。また、申請等窓口が県民より身近な都道府県となり、申請者の負担軽減につながる。都道府県にとっても、経営力向上計画と経営革新計画に加えて、各都道府県独自の中小企業支援を行うことで、地域の実情に即した効果的な支援が期待できる。【移譲に際しての懸念と対応策】経営力向上計画では、現状では事業分野別の指針において目標設定等の項目が定められており、認定も各事業分野ごとの主務大臣となっている。都道府県知事に権限移譲する場合であっても、経営革新計画と同様に両指針に基づいて認定を行うことが可能であると考える。【参考】認定件数(H28.7～H29.2)全国 16,146件(経産省12,738件、国交省1,225件、農水省1,127、厚労省566件、国税庁167等)うち広島県 419件	中小企業等経営強化法第13条、第14条	総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	広島県、鳥取県、山口県、宮城県	—	—	中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画は、経営革新計画と異なり、主務大臣が「中小企業等の経営強化に関する基本方針」に定める一定の事項について、事業分野を指定し当該分野に特化した経営力向上の実施方法を定める「事業分野別指針」を策定し、事業者はその事業分野に応じて、当該事業分野別指針を踏まえて作成し、当該指針を策定した主務大臣に申請し、認定を受けるスキームとなっている。各主務大臣が認定するのは、各事業分野の経営に関する最新の状況を全国レベルで把握し、指針を策定した各事業所管大臣が、事業分野ごとの汎用的な見解に基づき、直接審査・認定したほうが、本計画による経営の向上の上では効果が高いという考え方に基づくものであり、今後も引き続き国で認定を行うことが適当と考える。		

農林水産省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
145	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農林水産業施設災害復旧事業の補助率増高申請手続きに係る規制緩和	被害が甚大な災害が発生した場合は、農林水産業施設災害復旧事業の補助率増高申請書の提出期限(災害発生年の翌年1月31日)の延長を可能とすること。	農林水産業施設災害復旧事業では災害発生時期に関わらず、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則」第1条に基づき、補助率増高申請書を翌年1月31日までに提出することとなり、秋以降に甚大な災害が発生した場合、査定から補助率増高申請までの一連の手続きを短期間で行う必要があり、その対応に苦慮している。 平成28年6月の台風10号により、本県の農地・農業用施設については被害箇所が2,000件以上上り、300件以上の査定申請が必要になった。最終的には1月末までに補助率増高申請書類を国に提出できたものの、査定対応や書類作成など一連の業務を短期間でこなす必要がなければならず、県、市町村等に多大な負担が発生した。	復旧を担当する県、市町村等への過度な負担の軽減につながる。	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第1条	農林水産省	岩手県		福島県、浜松市、豊田市、岡山県、鳥取県、島根県、浜田市、宇和島市、熊本市、沖縄県	<p>○本市においても、平成28年熊本地震により多大な被害が生じ、その査定が県営事業も含めて1月まで掛かった。1月末までに提出しなければならないのは県であり、補助率増高申請を行う市町村は県に對して12月末までに提出し、確認を受ける必要があるため多大な負担となった。秋以降に災害が発生した場合は、件数にもよるが、その時点から査定のための事務を着手するため、査定決定率を反映させて作成する補助率増高事務は相当な負担になると思われる。</p> <p>○本市は、広大な市域面積918㎢を有し、農地も全域に点在している。大規模な自然災害が発生した場合は、申請に膨大な事務が発生し期限までに対応しきれない可能性がある。</p> <p>○被害が甚大な災害が発生した場合、限られた人数の技師職員で対応するには大きな負担がかかる。また、大規模災害時の復旧作業においては、住民への説明や迅速な対応が重要であることから、災害復旧事業に係る事務手続きに関しては簡素化の検討を十分に行っていたきたい。</p> <p>○平成27年9月の関東東北豪雨災(9月8日～11日)により、被害箇所2,313件、査定申請は170件となり、11月24日から12月17日まで査定を行った。近年、各市町村において公共災と農業用施設災害の担当部署が統合されることで人員減らなっており、甚大な災害への対応に苦慮している。</p> <p>○甚大な災害発生時に起こる農業被害は、相対数になることが予想される。このような場合、その他農業以外の被害も想定され、庁内での応援体制も期待できないことから、少ない人数での復旧対応を余儀なくされるため、申請事務の期間延長や簡素化は必要と考えられる。</p> <p>○本市においても、平成25年8月の豪雨災害により、本県の農地・農業用施設については被害箇所が900件以上上り、200件以上の査定申請が必要になった。最終的には1月末までに補助率増高申請書類を国に提出できたものの、査定対応や書類作成など一連の業務を短期間でこなす必要がなければならず、多大な負担が発生した。激甚災害の指定等の甚大な災害が発生した場合は、補助率増高申請書提出期限の延長を可能にしていたことにより、負担の軽減が図られる。</p> <p>○当県も平成28年災害では鳥取県中部地震(10月21日)で対応に苦慮した経験がある。負担軽減のため、要望を実現して欲しい。</p>	<p>農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第1条により、補助率増高申請書の農林水産大臣への提出期限を災害発生年の翌年1月31日までとしているのは、</p> <p>① 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき、局地激甚災害の指定及び当該激甚災害に対して適用すべき措置が、例年3月上旬に政令で規定されるため、当省としても災害査定により確定した激甚災害に係る災害復旧事業費に対する国庫補助率の確定を2月中旬頃までに行う必要があること</p> <p>② また、年内に発生した災害復旧事業の事業費について各自自治体に対して年度内で交付を行うべく、上記の政令と併せて、災害復旧事業費の国庫補助率の決定に関する農林水産大臣告示を行うこととしていることから、その事務処理を2月中旬頃までには終える必要があることを踏まえたものである。</p> <p>このため、補助率増高申請書の提出期限については、災害発生年の年の翌年1月31日とするということについて御理解いただきたい。</p> <p>なお、申請書類の作成に要する市町村の負担軽減を図るため、平成27年11月に「農地及び農業用施設の災害復旧事業に係る補助率増高申請事務の手引き」の改正による申請事務の簡素化、また、平成29年2月の「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針」の制定による査定事務の簡素化を実施しているところである。</p>
191	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	市民農園開設に係る特定農地貸付事務の簡素化	地方公共団体及び農業協同組合以外の者が市民農園を開設する場合、農業委員会への申請に先立ち必要とされている市町村との貸付協定の締結は概ね農業委員会の業務と重複・類似していることから貸付協定の手続きを不要とする。	市民農園開設に必要な特定農地貸付けに関する手続きは、地方公共団体及び農業協同組合以外の者が実施主体(以下、「実施主体」という。)となる場合、農業委員会への申請に先立ち、市町村との貸付協定の締結等を経る必要があるが、この手続きが煩雑であり、支障となっている。 例として、事前の面談(協定の説明等)、正式に依頼を受ける際の面談(協定の合意事項の本人確認)、協定の締結(協定書の最終確認)の最低3回の面談を行う必要があり、また、市民農園の開設地の環境調査(事実確認)及び農業委員会との事前協議などの内部事務の日数も協定締結までに1箇月程度要している。 このような中で、事前の面談の際に、協定を締結する事務が手間であることを理由に開設を断念されたことが、少なくとも2件発生している。 本市としては、協定の締結内容は概ね農業委員会の業務と重複・類似すると考えている。 ①、②は協定内容、⇒は農業委員会の業務(「特定農地貸付規程」の記載項目) ①特定貸付農地の適正な管理及び運営の確保に関する事項(農作物の栽培指導体制や借受者からの返還区画や空き区画の適正管理) ⇒「貸付農地の管理・運営等」、「貸付契約の解約等」、「貸付農地の返還」 ②特定貸付農地の利用が周辺地域に支障を及ぼさないことを確保するために必要な事項(借受者への害虫防除指導、借受者のマナー指導等、水の使用や排水) ⇒「貸付農地の管理・運営等」	実施主体と市町村との貸付協定の締結を不要とすることで、手続きが簡素化され、市民農園の開設がしやすくなり、今後が増えると思われる市民農園需要に対応しやすくなると考えられる。	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条	農林水産省	京都市、鳥取県、徳島県、堺市	・本市単独で国に要望した経過あり。 【要望名】 「市民農園開設に係る特定農地貸付け事務の簡素化及び指図税納税猶予の適用について」 【要望時期】 平成28年6月27日 【要望先】 農林水産省 農村振興局農村政策部 都市農村交流課 都市農業室	—	—	<p>地方公共団体や農業協同組合以外の者が特定農地貸付けを行う場合には、特定農地貸付法第2条第2項第5号イ及びロ並びに特定農地貸付法施行規則第1条に基づき、①特定農地貸付けの承認が取り消された後において当該農地の適切な利用を確保するための方法、②開設者が行う特定農地貸付けの用に供される農地の管理の方法、③農業用水の利用に関する調整その他地域の農業と特定農地貸付けの実施との調整の方法等を含む貸付協定を市町村等と締結することとされている。</p> <p>地方、農業委員会は、農地を農地として利用するために権利設定をする際の許可(農地法第3条)、毎年の農地の利用状況や利用意向の調査等の遊休農地措置に関する事務(同法第4条)、農地等の利用関係の紛争があった場合の仲裁(同法第25条)等の農地の権利移動・利用関係の調整に関する事務及び農地の利用の最適化の推進に関する事務等を行うこととされている。</p> <p>市町村等との貸付協定の締結を廃止した場合には、貸付協定の記載項目のうち、①及び②については農業委員会が対応できるが、③のうち農業用水の利用に関する地域関係者との調整、土ほこりへの音情等地域住民とのトラブルの解決や未然防止への協力等は農業委員会では対応できず、特定農地貸付けの円滑な実施を図ることができない。</p> <p>よって、市民農園の開設に当たり行政が開発者をサポートする態勢を確保するためには、市町村等と締結する貸付協定の手続きを不要とすることは適切ではない。</p> <p>なお、御提案の「具体的な支障事例」で農業委員会の業務として挙げられている特定農地貸付規程の記載項目は、特定農地貸付法第3条のとおり特定農地貸付けに係る農地の所在、借り受ける者の募集・選考の方法、貸付期間等の市民農園開設者が市民農園を開設・運営するに当たってのルールを定めるものであり、農業委員会の業務について定めたものではない。</p>

農林水産省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									支障事例		
											団体名	支障事例	
283	地方に対する規制緩和	農業・農地	土地開発公社が農地を取得する場合の農地法第5条の適用除外	地方自治体から委託を受けた土地開発公社が道路や河川等の用地として農地を取得する場合は、地方自治体と同様に許可を不要とすること。	【現状】 転用目的で農地等を取得する場合、都道府県知事等の許可が必要とされているが、国又は都道府県等が道路や農業振興に必要な高い施設の用に供するため農地を取得する場合は適用除外とされている。また、都道府県等を除く地方自治体が、道路、河川等土地収用法第3条に掲げる事業の敷地に供するため農地等を取得する場合も適用除外とされている。 しかし、土地開発公社が、都道府県等の委託を受けて道路、河川等の用地として農地を取得する場合は許可対象にならず、土地開発公社が都道府県等の委託を受けて農地を取得し、造成する場合にのみ、都道府県知事等の許可の対象となっている。 【支障事例】 土地開発公社は公法に基づき地方自治体が設立した団体であり、同公社の職員の専門性等を生かして機動的かつ柔軟に用地の先行取得が可能のため、本県では、公共事業のための農地取得を同公社に委託したいと考えている。しかし、同公社が都道府県から委託を受けて農地を取得し、造成する場合は、許可を必要とするため農業委員会への申請から都道府県知事等の許可まで相当の期間を要する。 また、その際には、単に農地の取得だけでなく造成工事を行わなければ許可が下りないため、委託元の都道府県等が用地の造成や道路、河川等の建設工事を行うよりも、非効率になり工事費も高額となってしまう。そのため、公社への委託ができない状況である。 地方自治体等が農地を取得する際は許可が必要とされていることから、地方自治体等が土地開発公社へ農地の取得を委託した場合も、都道府県等と同様に許可を不要とすべきである。	土地開発公社によって道路、河川等の用地として取得できる土地の範囲が広がり、効率的な用地取得が可能となるとともに、土地所有者との合意から取得完了までの期間を短縮でき、円滑な事業執行に寄与できる。	農地法第5条第1項第7 農地法施行規則第53条第5号	農林水産省	兵庫県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県	栃木県、熊本県、宮崎市	○熊本地震からの復旧復興のため、土地開発公社の活用を検討している市町村があるため、復旧復興の円滑化に寄与できる。 ○本市では、土地開発公社が市街化調整区域内の農地を先行取得する場合、土地開発公社経理基準要綱(土地開発公社の経理について(昭和44年12月19日自治政第136号)別添)第3条第8号より、市に所有権を取得しているのが通例である。しかし、許年度にあった事例で、土地開発公社が市から委託を受けて農地を公園用地として先行取得し、次年度に市への買戻し費用を補助対象に充てるため担当省庁と調整した結果、市に直接所有権を取得させるのは、会計検査院から指摘を受ける可能性があるため認められないとの指摘がなされた。そのため、やむをえず農地転用の手続きを行い、土地開発公社に所有権を取得させた。しかし、そこに至るまでには、雨水浸透阻害行為許可の申請や造成工事等に予定外の費用が発生し、また、農地法の許可に時間を要したことで用地買収自体も遅延し、地権者に大変ご迷惑をかけることになった。 ○道路、河川等の公共事業に必要な土地の土地開発公社による先買いにおいて、依頼元である市や県との協議により、円滑な事業実施が図られるよう、本県土地開発公社は農地以外の土地を取得している。このため、公共用地の取得に際しての支障は生じていないが、提案の内容は土地開発公社の用地取得範囲を広げるとともに、土地開発公社が有する機動力を十分に発揮することで、より効果的な事業執行に土地開発公社としても寄与することになると考えられる。	土地開発公社が地方公共団体から委託を受けて土地を先行取得した場合であっても、必ずしもその土地が地方公共団体が設置しようとする施設の用に供されるには限らず、当該用途に供されない場合には取得した土地が土地開発公社から転売される可能性もある。 また、土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、主として公共施設又は公用施設等の用に供する土地を地方公共団体に代わって先行取得するものであり、その業務の性格から、先行取得を行う段階での転用目的の実現の確実性は一般的に低いものとならざるを得ない。 このため、土地開発公社が地方公共団体から委託を受けて土地を取得する場合について、御提案のように地方公共団体と同様の取扱いをすることは困難である。 地方、転用許可手続にかかる期間については、土地開発公社に関する転用案件に限らず、標準的な事務処理期間を設定し、迅速な処理が可能となるようにしているところであるが、転用許可手続に係る事前調整の迅速化率について、都道府県等に周知していく。	
294	地方に対する規制緩和	農業・農地	市民農園を開設できる者の要件の緩和	法人格を持たない集落等の任意団体についても、市民農園の開設主体とできるようにしていただきたい。	現在、本町においては、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づき、2つの市民農園を開設している。これらの市民農園については、開設時に設置期間を20年に設定しており、20年経過後は、農地に復旧するか、または現在管理を委託している集落(任意団体)に農園を譲渡し、引き続き運営を行ってもらうことを考えている。 しかしながら、現行制度では、任意団体は農地の貸付等の行為ができず、市民農園の開設主体とすることができない。この解決策としては、任意団体の法人化等が考えられるが、集落にとっては法人化手続き等が高いハードルと感じられ、法人化には消極的である。	集落、自治会等の任意団体についても市民農園の開設主体となれることで、より地域の実情に応じた市民農園の設置・運営が可能となる。	市民農園整備促進法 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律	農林水産省、国土交通省	多可町			御提案の集落(任意団体)であっても、社団の代表者の名において特定農地貸付法等の規定に基づき農地を借り受け、市民農園の開設をすることは可能である。 なお、自治会や町内会等の組織による団体が町町村長の認可を受けることで法人格を得て権利義務の帰属を主体にすることができる(地方自治法第280条の2)ので、この仕組みを活用すれば、当該団体の名で農地を借り受け、市民農園を開設することが可能である。 ※ 市民農園整備促進法(農林水産省と国土交通省の共管)においては、農地所有者以外の者により開設される市民農園の土地について、特定農地貸付法(農林水産省の単管)による特定農地貸付けの用に供する農地とのみ規定している。	
310	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	所有者を特定することが困難な土地について、長期間相続登記がなされないなど、所有者を特定することが困難な土地については、地方公共団体が所有者不明の土地取得の際の手續きの緩和	公共事業に係る用地取得の際に、長期間相続登記がなされないなど、所有者を特定することが困難な土地については、地方公共団体が所有者不明の土地取得の際の手續きの緩和	道路整備事業による用地取得の際、3代前より相続登記がされておらず、権利者が100人程いたため、所有者の探索や権利関係の整理が必要となった結果、売買契約の締結に不足の日数を要するなど、工事の着工に至るまでに大きな事務的な負担があった。 また、着工が遅れたことに伴い、当初計画していた時期より3年近く供用開始が遅れた。 国は、「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン」により、社会資本整備に係る事業において用地買収を伴う際、土地所有者の所在が把握できなかった場合の解決方法として、財産管理制度等の土地利用に係る現行制度の活用などを促しているところであるが、実態としては、予算措置(国庫補助金に係る長期計画との調整や予算繰越に係る制限等)や、全体の道路整備計画を勘案した用地取得までの時間的制約といった事情から、現行制度の活用では解決が難しい事業も存在している。	所有者を特定することが困難な土地について、公共事業に係る用地取得の際に必要な手続きが簡素化されれば、事務的な負担が大きく軽減され、公共事業による土地の利活用の推進に資する。	所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン	内閣官房、総務省、法務省、農林水産省、国土交通省	中津川市	福島県、埼玉県、香川県、静岡県、浜松市、名古屋市中井市、田原市、滋賀県、岐阜県、山梨県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県	○本県の現状として、土地の所有者や相続人の所在や存否が不明の場合、財産管理人制度を活用しているが、多大な時間と労力を要し事業が長期化するなどの支障が生じている。通常1案件につき名目制で、相続関係図の作成(3~6ヶ月)、行方不明者の調査(3~6ヶ月)、法務局や家庭裁判所等関係機関との協議・審査等(6ヶ月程度)を行っている。所有者(相続人)の存否や所在の不明な土地については、地域ニーズに対応した幅広い公共目的のための利用を可能とする新たな仕組みの構築を早急に行ってほしい。 ○本県においても同様の支障事例があり、時間的、予算的負担も生じており、手続きの簡素化を求める。東日本大震災で被災した海岸防衛の復旧工事において、事業用地として所有権保存登記されたおらず、表題部のみの4名共有地を取得する必要があった。現所有者は時効取得を費用の面で諦めたことから、起業者が所有者不明の土地として、不在者財産管理人を選任し、裁判所から権限外行為許可の審判を受け、土地売買契約を締結した。この土地の保存登記を行うためには、確定判決を得る必要があるため、不在者財産管理人との間で、訴え提起前の和解の手続きを行うこととした。和解の申立には議会の議決が必要であり、議会の議決を経て、裁判所に和解の申立を行い、和解調書の交付を受け、所有権保存登記を行い用地を取得することとしている。(現在手続き中) ○道路改良事業の用地買収において、登記簿が表題部のみで氏名だけが記載された7人共有名義の土地がある。明治時代ごろから相続されておらず、住所不明のため相続人の特定が困難な地権者があり、用地取得に支障をきたしている。 ○相続人多数、所有者が行方不明により用地取得を断念した事例もあつた。 ○市の中心部においては相続財産に価値があり、相続が概ね完了している場合が多いが、都市緑辺部の農地等のうち、寺社や自治区所有の土地が継家や住民の共有持分になっていることがあり、何代にもわたって相続が行われていない場合がある。これが中山間部や山間部となると自治体等持分の共有地のみならず、個人所有でも何代にもわたって相続が未完の案件があり、事務的な負担も大きい。管内では、相続事例も存在する。今後、支離される人口減少と労働力の流動化が激しくなるとこのような状況が進み、このことにかかる事務量や事務費の大幅な増大が懸念されるため、早急な法整備が必要である。 ○急傾斜地崩落対策事業に係る用地取得の際に、登記簿表題部に氏名のみが記載されている地権者がおり、住民票、住民票(除票)、戸籍簿本、改戻戸籍等の調査を行ったが不明であった。継続調査の結果、旧土地台帳に居住していた村までの記載を発見した。後日、居住地(村)、氏名のみから役場の協力のもと調査を行った結果、天保12年生まれ的人物又はその前戸主(共に氏名が同じ)である可能性が高いことは判明し、しかも、ともに死亡又は失踪していることから追跡調査はできなかった。居住地付近の寺院の過去帳や地元の開き取り調査を実施するが、有力な情報は得られず。現在、失踪届の提出された県外市町村へ戸籍情報を照会中である。急傾斜事業のため用地補償費は廉価であり、財産管理人制度を活用した場合、予算超過となることが明らかであり、早期の制度改正を要する。 ○河川の事業用地のなかに大正時代から相続登記がなされないまま放置されている物件があり、登記名義人の相続人を調査した結果、除籍簿が保存期間(平成22年6月1日以前は80年間)の経過により廃棄されているため、相続人調査を完了することができず、対応に苦慮している事例がある。 ○道路の事業用地のなかに村落共有地があり、役員共有名義で登記されているもの、大正時代から相続登記がなされないまま放置されているため相続人調査を行ったが、除籍簿が保存期間(平成22年6月1日以前は80年間)の経過により廃棄されており、権利者を特定することができない。認可地縁団体の設立および認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例を活用することも検討しているが、事務的に負担が大きく、対応に苦慮している。 ○本県では、河川改修工事の事業予定地において、以下のとおり関係機関等との調整などに膨大な時間を要すると対応に苦慮している事例がある。 ・ 土地の登記簿は保存登記がなく、表題部のみの登記であり、表題部の土地所有者は所在地不明のため、死亡確認ができない。 ・ 不在者財産管理人を選任することとなるが、所在不明のため、東京家庭裁判所への申立が必要となる。 ・ 不在者財産管理人を選任し、裁判所からの権限外行為のもと、契約締結ができたとしても、保存登記ができないため、所有権確認請求訴訟を提起する必要がある。 ・ 所有権の確認訴訟は、一般河川であるため、国が提訴する必要がある。 ・ 所有者を特定することが困難な土地については、全県での範囲調査においても存在していると考えられるが、公共事業用地の円滑な取得の妨げになっていると認識している。現在、国の「所有者不明土地問題研究会」において、所有者不明土地の公共的事業の利用円滑化について検討がなされており、平成29年10月下旬に公表が予定されている提言内容について注視しているところである。 ○都市計画道路事業用地において、明治時代に所有権保存登記がなされ、以来、相続登記がなされていないため、法定相続人が約200名に及び土地がある。相続人の中には、海外移住者や生存及び住所不明者が多く存在している。用地交渉が難航し、事業着手から20年以上経過した現在も用地取得に至っていない。現行の不動産登記法では、共有地を分筆する際には、共有者全員の同意を必要とすることから、任意協議にて当該土地取得することは、ほぼ不可能である。そこで、公共事業における用地買収に際しては、共有者の過半数の同意により分筆登記を可能とするよう制度改善が必要であると考え、これにより、内諾者と持分契約・登記が可能となり、後に収用裁決手続きへと進展した場合にも、内諾者を巻き込むことなく真に手続きが必要な権利者のみを対象とすることができ、また、民法288条に基づく分割請求訴訟も可能となることから、公共事業の促進に繋がるものと考え、		